

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課 等 名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
森林整備課	立木売払事業	令和5年(2023年) 9月8日	北見森づくり協同組合 北見市桜町3丁目26番地の9	8,560,200	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払する。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(19)の運用について(平成9年4月1日付経営第31号)	
森林整備課	立木売払事業 (保育伐搬出)	令和5年(2023年) 9月8日	北見森づくり協同組合 北見市桜町3丁目26番地の9	7,447,000	育林事業(保育間伐)の確実な実行と負価材となる立木の有効利用の観点から、育林事業と立木買受の両方の資格を持ち、最も有効な利用が図られる事業者はその資源として産物を売払する。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(二) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の適用について(平成9年4月1日付経営第32号)	

<p>森林整備課</p>	<p>立木売払事業</p>	<p>令和5年(2023年) 12月14日</p>	<p>北見森づくり協同組合 北見市桜町3丁目26番地の9</p>	<p>11,638,000</p>	<p>道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払する。</p> <p>政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(19)の運用について(平成9年4月1日付経営第31号)</p>	
--------------	---------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------	---	--